阪神水道企業団公報

令和４年５月16日(月)
第359号

毎月15日発行

目　　次

◇管理規程◇

○　阪神水道企業団分課規程等の一部を改正する規程

◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第３号

阪神水道企業団分課規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年３月31日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団分課規程等の一部を改正する規程

（阪神水道企業団分課規程の一部改正）

第１条　阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（部、課等の設置） 第１条　企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、センター、所、室及び係（以下「部、課等」という。）を置く。 総　務　部　省略 技　術　部 浄水計画課　省略 施設管理課　省略 工　務　課 整備第１係 整備第２係 管路維持係	（部、課等の設置） 第１条　企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、センター、所、室及び係（以下「部、課等」という。）を置く。 総　務　部　省略 技　術　部 浄水計画課　省略 施設管理課　省略 工　務　課 施設整備係 管路整備係 管路維持係

（事務分掌） 第７条　部、課等においては、次の事務を分掌する。 総　務　部 総　務　課 総　務　係　省略 職　員　係 ⑴　職員の任免、服務その他身分に関すること。 ⑵　人事制度及び給与制度に関すること。 ⑶　労働組合に関すること。 ⑷　諸給与の支給及び給与に係る諸税等の徴収に関すること。 ⑸　研修及び人材育成に関すること。 ⑹　市町村職員共済組合に関すること。 ⑺　社会保険（労働者災害補償保険及び雇用保険を含む。）に関すること。 ⑻　労働安全衛生管理及び公務災害補償に関すること。 ⑼　服制に関すること。 ⑽　福利厚生に関すること。 契　約　係　省略 経営管理課 経営管理係　省略 出　納　係 ⑴　現金、預金及び有価証券の運用並びに出納保管に関すること。 ⑵　出入金及びその審査に関すること。 ⑶　決算に関すること。 ⑷　出納取扱金融機関に関すること。	（事務分掌） 第７条　部、課等においては、次の事務を分掌する。 総　務　部 総　務　課 総　務　係　省略 職　員　係 ⑴　職員の任免、服務その他身分に関すること。 ⑵　人事制度及び給与制度に関すること。 ⑶　労働組合に関すること。 ⑷　諸給与の支給及び給与に係る諸税等の徴収に関すること。 ⑸　研修及び人材育成に関すること。 ⑹　恩給に関すること。 ⑺　市町村職員共済組合に関すること。 ⑻　社会保険（労働者災害補償保険及び雇用保険を含む。）に関すること。 ⑼　労働安全衛生管理及び公務災害補償に関すること。 ⑽　服制に関すること。 ⑾　福利厚生に関すること。 契　約　係　省略 経営管理課 経営管理係　省略 出　納　係 ⑴　現金、預金及び有価証券の運用並びに出納保管に関すること。 ⑵　出入金及びその審査に関すること。 ⑶　決算に関すること。 ⑷　出納取扱金融機関に関すること。

⑸　諸税等の納付に関すること。 ⑹　経営の評価及び分析に関すること。	⑸　諸税等の納付に関すること。
管　財　係　省略	管　財　係　省略
企画調整課	企画調整課
企画調整係	企画調整係
⑴　事業運営に係る基本計画に関すること。	⑴　事業運営に係る基本計画に関すること。
⑵　財政計画に関すること。	⑵　財政計画に関すること。
⑶　分賦金に関すること。	⑶　分賦金に関すること。
⑷　構成団体との総合調整（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。	⑷　構成団体との総合調整（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑸　水道施設の更新事業に係る収支の見通しに関すること。	⑸　水道施設の更新事業に係る収支の見通しに関すること。
⑹　水資源に係る総合調整に関すること。	⑹　水資源に係る総合調整に関すること。
⑺　事業認可の申請に関すること。	⑺　事業認可の申請に関すること。
⑻　阪神水道企業団運営協議会に関すること。	⑻　阪神水道企業団運営協議会に関すること。
⑼　阪神水道企業団経営懇談会に関すること。	⑼　阪神水道企業団経営懇談会に関すること。
	⑽　経営の評価及び分析に関すること。
	⑾　業務改善に係る総合的企画、調整及び推進に関すること。
	⑿　組織管理に関すること。
⑽　構成団体及び外部関係機関との連絡調整（危機時の連絡調整を含み、他の課所の所管に属するものを除く。）に関すること。	⒀　構成団体及び外部関係機関との連絡調整（危機時の連絡調整を含み、他の課所の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑾　その他特命事項に関すること。	⒁　その他特命事項に関すること。
情報システム係	情報システム係
⑴　情報システム（水運用、水処理、施設情報に関するもの及び	⑴　情報システム（水運用、水処理、施設情報に関するもの及び

業務系システムを除く。以下同じ。）の企画、調整及び運用管理並びに情報セキュリティに関すること。	業務系システムを除く。以下同じ。）の企画、調整及び運用管理並びに情報セキュリティに関すること。
⑵　業務改善に係る総合的企画、調整及び推進に関すること。	
⑶　組織管理に関すること。	
⑷　課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。	⑵　課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。
技　術　部	技　術　部
浄水計画課　省略	浄水計画課　省略
施設管理課　省略	施設管理課　省略
工　務　課	工　務　課
整備第１係	施設整備係
⑴　導送配水管路及び施設に係る改良工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。ただし、整備第２係、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。	⑴　施設に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。
	⑵　営繕に関すること。ただし、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。
⑵　別に定める工事の設計の審査に関すること。	⑶　別に定める工事の設計の審査に関すること。
⑶　課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。	⑷　課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。
⑷　課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。	⑸　課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。
整備第２係	管路整備係
⑴　甲東ポンプ場及び西宮ポンプ場より下流側の送配水管路及び施設に係る改良工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関す	⑴　導送配水管路に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。

ること。ただし、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。	
⑵　別に定める工事の設計の審査に関すること。	⑵　別に定める工事の設計の審査に関すること。
管路維持係	管路維持係
⑴　導送配水管路の維持管理に関すること。	⑴　導送配水管路の維持管理に関すること。
⑵　導送配水管路に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。	⑵　導送配水管路に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。ただし、管路整備係、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。
⑶　営繕に関すること。ただし、整備第１係、整備第２係、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。	
⑷　別に定める工事の設計の審査に関すること。	⑶　別に定める工事の設計の審査に関すること。

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団自家用電気工作物保安規程の一部改正）

第２条　阪神水道企業団自家用電気工作物保安規程（平成30年管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表第１号表 保安業務分掌 技術部 施設管理課 企画係 ⑴から⑹まで　省略	別表第１号表 保安業務分掌 技術部 施設管理課 企画係 ⑴から⑹まで　省略

場、センター及び所 施設係又は施設を所管する担当 ⑴から⑷まで　省略 （注）省略	場、センター及び所 技術係又は施設係（所にあつては施設課） ⑴から⑷まで　省略 （注）省略

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。